

# 白鷹町空き家利活用支援交付金

空き家となっている建物を利活用した移住・定住を促進するため、白鷹町では空き家バンク事業を通して売買または賃貸された町外転入者のかたに支援交付金を交付しています。

## 支援の対象

(以下の条件全てに該当するかた)

- ①白鷹町空き家対策ネットワーク協議会が行う空き家バンクに登録された空き家を売買または賃貸し、本町に移住されたかた
- ②申請時点で白鷹町に住所を有しているかた
- ③当該空き家に5年以上定住の意思のあるかた

※町外から本町に転入後2年以内に空き家バンクに登録された空き家を売買した場合も対象とする。(この場合は、本町への転入を証明する書類を添付すること)

## ■ 交付金の金額

| 契約別  | 基本額      | 子育て世帯加算  |                     |
|------|----------|----------|---------------------|
|      |          | 1~2人     | 3人目以降               |
| 売買成約 | 500,000円 | 100,000円 | 1人増すごと<br>50,000円加算 |
| 賃貸成約 | 50,000円  |          |                     |

※売買金額が50万円未満の場合は売買金額を交付の限度額とする。

## ■ 申請書類

- ① 交付申請書
- ② 売買の場合は、売買契約書の写し又は登記簿を証する書面
- ③ 賃貸の場合は契約書の写し
- ④ 転入後の住民票の写し
- ⑤ 空き家バンク登録証明書

## 【注意事項】

- 支援対象③関係…申請日から3年未満に本町を転出した場合は交付した金額の全部を、3年以上5年未満に本町を転出した場合は交付した金額の半額を返還いただきます。

\*ただし、災害や病気等のやむを得ない事情があると認められた場合はこの限りではありません。

※空き家バンク情報や申請書は町ホームページに掲載しています。

<http://shirataka-iju.jp/house/>

